



No.305
2019年 11月25日

江東区労連東

江東区労働組合総連合
〒135-0011 江東区扇橋 1-12-20
江東教育会館内
Tel.03-5606-5285 Fax03-3649-0131



会場いっぱいの参加者を前に講演する浜矩子さん (19/11/7)

戦前の大日本帝国憲法・ファシズム帝国にしていこうということだ。」と言っています。

私たち労働者の問題でも働きの方「改悪」の本質は労働者の「フリーランス化」であり、安上がり・効率的に働かせ生産性を上げようという魂胆であるという明確にのべています。『小さき者の幸せが守られる経済』にする

【江東革新懇発】江東革新懇は11月7日、テイアラこうとう大会議室で、「秋の講演の夕べ」浜矩子さん大いに語る」を開催し、会場いっぱい220人が参加し、椅子がたりなくなるところも。

開会前には合唱団「この灯」の仲間30名が「親子地蔵、生きるもの」の歌、第9条を合唱しました。クラシックやオペラが大好きな先生に好評でした。

満を持して登場した浜矩子先生の講演は、安倍政権の「アホノミックス」の狙いどう戦うかについて三つのテーマでお話です。①チームアホノミックスの目指すもの↓21世紀の大日本帝国、②どう戦うか?―一部を認めるのはダメ、③今は闇と光の綱引きの時。闇に光は必ず勝つと。浜矩子さんは安倍首相は「戦後レジームからの脱却」と言っているが、それは

江東革新懇学習会に220人 浜矩子さん大いに語る! アホノミックスの首謀者を退陣に追い込もう!

ためには野党が共闘してアホノミックスの「首謀者」を退陣に追い込むことを強く印象づける会でした。

江東革新懇では立憲野党と市民の共闘が大きく発展し、新たな段階に応える企画をこれから開催していきます。



区民要求実現江東大運動実行委員会は11月3日、第11回江東なんでも相談会を東陽町で開催しました。

江東なんでも相談会 最賃宣伝の中、労働相談も...

当日は各団体から20人が参加して相談の受付の対応を行いました。全体の相談は13件、内訳は税金4件、生活保護2件、年金2件、労働2件、法律3件、血圧測定が11件でした。江東区文化センター前のコミュニティ道路の歩道にテントを張って会場準備。はじまるとすぐに法律相談者、弁護士が別室で対応します。チラシなどを配布して相談の呼びかけをすると血圧測定に訪れる人も。看護師が対応して体調の相談に応じていました。

これまであまり労働相談はありませんでしたが、地域労組こうとうと江東区労連未組

未組織対策委員会と共同で「時給1500円キャンペーン宣伝」も同じ場所で共同して行った関係からか2件の労働相談がありました。

1件は正社員のダブルワークに関する事、相談員はダブルワークができるかどうかは会社の就業規則を良く見て判断するようにアドバイス。

もう1件は私学教員の「雇止め」。まだ若い男性。これまで3年間、1年毎の更新を繰り返してきたが、4回目の更新を迎えるための面接で校長から「今回の契約で来年3月末で終了したい」と言われたというもの。相談員は「雇止めをするには正当な理由が必要であること、労働組合に加入して早期に交渉を申し入れた方がよい」とアドバイスしました。相談者は元気が出たと話していました。

江東区労連からのお知らせ

- ★江東区労連青年部クリスマスパーティ2019
 - 日時…12月 7日(土) 18:30 受付 19:00 開会
 - 会場…Darts Bar UP 錦糸町 (墨田区江東橋3-8-11 おいてけ堀 MSMビル7F)
 - 参加費…3,500円 (小学生以下無料)
- ★第173回憲法9条守ろう9の日宣伝行動
 - 日時…12月 9日(月)
 - 場所…東大島・東陽町 (7:30-) 亀戸・西大島・木場・辰巳・新木場 (8:00-)
- ★JAL 本社包囲行動
 - 日時…12月 9日(月) 18:00-
 - 場所…JAL 本社前 (天王洲アイル駅徒歩5分)
- ★2020新春宣伝&9の日宣伝行動
 - 日時… 1月 9日(木)
 - 場所…東大島・東陽町 (7:30-) 亀戸・西大島・木場・辰巳・新木場 (8:00-) 旗開き等の日程は次号でお知らせします。

3000万署名 都営東砂二丁目団地行動 関心たかく、2時間の行動で278筆

区民要求実現江東大運動実行委員会は10月27日、都営東砂二丁目団地で「安倍9条改憲許さない3000万署名」行動を行いました。

この行動は30000万署名では5回目、共同センター署名時代からは通算15回目の行動になります。

あらかじめ、署名用紙(ハガキ署名)を全戸配布しました。当日は9団体49名が参加して、2人1チームを作り2時間の行動中に全戸を訪

門しました。お願い文書のおり、玄関ドアに張り付けてある署名を回収したり、訪問して署名をお願いすると、「憲法改正には賛成だ」と表明する人もいましたが、ある家では「あなた方は労働組合ですか?組合ならば署名します」と参加した東京土建江東支部の組合員に快く署名をしてくれた家もありました。また玄関前でわざわざ外に出て待っている人やソフ

トドリンクをもらったりと、憲法署名への関心が高いことがうきぼりに。

集まった署名は後日、東京共同センターに送付されたものも含めて278筆にのぼりました。署名してくれた戸数も180戸とほぼ1割が応じてくれました。現在、江東区では5万6千筆を超える署名を集めました。今後も改憲反対・9条守るとりくみを広げて行こうと意思統一できたとりくみとなりました。

江東区では5万6千筆を超える署名を集めました。今後も改憲反対・9条守るとりくみを広げて行こうと意思統一できたとりくみとなりました。

教員に変形労働時間制の適用されようとしている...

安倍内閣が公立学校の教員に1年単位の変形労働時間制を導入しようとしています。どのような狙いがあるのでしょうか?労働基準法の1年単位の変形労働時間制と同じなのか?違うのか?

★労基法第32条の4「1年単位の変形労働時間制」とは?

1か月を超え、1年以内の一定期間を平均して1週間の労働時間が40時間以下であれば、特定の日や週について1日10時間、1週52時間を限度に働かせることができる制度。対象期間が3か月を超える場合は対象期間における労働日数の限度は1年間に280日。連続する労働日数は最高6日までとされています。導入にあたっては就業規則に明示し、対象労働者の範囲、対象期間及び起算日、特定期間(定める場合)、労働日及び労働日ごとの労働時間、有効期間を定めた労使協定(過半数以上の組合の場合は組合の代表者、組合がない場合には公正に選ばれた労働者代表)を締結しなくてはなりません。導入している事業所は上記のものを記載した「年間の業務カレンダー」を作成する必要があります。

★教員に導入される1年単位の変形労働時間制は...

では教員に導入しようとしている1年単位の変形労働時間制は労基法と同じなのか?答えはNOです。文科省が描いているのは授業のある期間は労働時間を長くして、授業のない夏休みなどに休日をもとめ取りする形です。授業があるのが通常労働です。その通常期間をすべて繁忙期として教員に長時間労働を押し付けるのは今の教員の多忙な労働を改善するものではありません。そもそも教員を含む公務員は地方公務員法で1年単位の変形労働時間制は適用除外です。無理やり教職員給与特別措置法(給特法)を読み替える条文を作ることで教員への導入を可能にしようとしています。しかも自治体が条例で定めれば、労使協定を必要ないとされています。

もともと教員には残業はない前提で残業代は認められていません。変形労働のため、通常期に所定労働時間が長くなっても、それを超えた労働時間分の残業代は支払われず、結局労働時間の短縮にはならず、教員の過重労働の解消にはつながりません。

労働基準法は労使が対等の立場にたつてより良い労働条件を作ることが基本になっています(労基法第2条)。一方的に使用者が労働者に長時間労働を強いる「変形労働時間制」を押し付けることは労基法の原則に違反します。

トピックス

■江東区労連第3次対話と共同区内労組訪問

江東区労連は11月5日5労組7名が参加して今年度3回目になる区内労働組合訪問行動を行い、24労組を訪問して要請と懇談を行いました。新36協定では「うちの会社は月45時間年360時間で結んだ」という回答が寄せられました。

■第172回憲法9条守ろう9の日宣伝行動

区民要求実現江東大運動実行委員会は11月19日、9の日宣伝行動を区内6駅で行い6団体39名が参加、チラシ1195部を配布しました。

■東京ジャック(青年大宣伝行動)行われる

東京地評青年協などがよびかけて11月10日、新宿駅東口アルタ前で「東京ジャック(青年大宣伝行動)」が行われ、全体で103名の仲間が参加(江東区労連青年部からは8名参加)、リレートークでさまざまな職種の青年が発言、シールアンケートでは94人が回答、最賃時給1500円はほとんどが妥当と答えてくれました。

■加盟労組の大会から

★全印総連東伸社労組第16回定期大会(10月22日)委員長に古川研二さん書記長に仲井真裕作さん

労働相談の窓口から

最近のいくつつかの相談をご紹介します。

■退職金を支払ってくれない(他労組紹介・男性・正規)6年務めた会社を8月に退職した。退職金を請求したところ、「あなたは契約社員だから退職金はない」と言われたというもの。労働契約書はない、正社員には基本給×勤続年数分を支払っている。組合に加入して団交申し入れ、11月7日に第1回交渉が行われた。社長が出席し「彼は臨時社員だと口頭で伝えた」と退職金の支払いは拒否、就業規則・退職金規定のコピーの後日提出を要請した。

■雇止め(元組合員・男性・有期契約社員)会社の社長(役員)の専属運転手。今年の1月から1年契約で働いてきたが、10月に専務に呼ばれて、「社長は車を自分の通院にしか使っていない。運転を外注化(タクシーやハイヤー)

にしたいので、申し訳ないが今年いっぱい契約としたい」と言われた。本人は60歳を超えており一定期間の長期の雇用を期待して就職したので納得いかないというもの。労働契約書には「次回の更新の有無」については記載されていない。再度組合に加入して団交を申し入れ、第1回交渉が11月21日に行われた。会社側は弁護士が同席、初回の更新拒否だから問題ないという姿勢だったが、解決案については検討を約束。

■解雇(全労連ホットライン・女性・正規)コンサルティング会社。7月に入社、3か月は有期契約で試用期間とされた。ところが、ランチ会から外されたり、ゴミ出しや掃除を強要、強風のエアコンについては是正要求したが聞いてもらえず体調を崩す、電話の取次ぎ等に応じたので労働局に助言指導幹旋を依頼。ところが、指導助言の後に社長から9月17日に「是正指導書」と「合意書」案(今回の契約で終了)の通知を受けた。納得がいけないと相談に。団体交渉を10月28日に行ったが会社側は「是正指導書」の内容をるる述べた。第2回交渉では組合側から解決案を提示し、会社側が検討することになったという。